

令和8年3月31日

各消費生活協同組合（連合会）代表理事 殿

神奈川県くらし安全防災局くらし安全部消費生活課長
（公印省略）

「消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令」の施行について
（通知）

このことについて、令和8年3月30日付けで厚生労働省社会・援護局福祉基盤課消費生活協同組合業務室から別添のとおり事務連絡がありましたので、通知します。

問合せ先

指導グループ 田巻、奥

電話 (045)312-1121 内線 2631～2633

電子メール jigyosya.syohi@pref.kanagawa.lg.jp